

中東知的財産ニュースレター Vol. 110

◆ 目次

1. 主要トピック

バーレーン

- ・ 知財関連書類に適用される領事認証の要件を一時的に緩和

ヨルダン

- ・ 当局が模倣化粧品の製造施設を閉鎖

オマーン

- ・ オマーンが自国産の乳香について国際的な地理的表示保護を取得

カタール

- ・ ニース分類第 13 版の採用による商標出願範囲の拡大
- ・ 商工省がデジタル著作権の枠組みを拡大する新たな E-サービスを開始

サウジアラビア

- ・ 新たな著作権法による AI 関連の例外規定の導入とエンフォースメント枠組みの強化

アラブ首長国連邦 (UAE)

- ・ 2025 年を通じてアブダビ首長国は模倣品取締活動を強化
- ・ 経済省が商標出願の期限につき一時的な弾力的措置を導入

2. 他のトピック

文末を参照

◆ ニュース

1. 主要トピック

バーレーン

- ・ 知財関連書類に適用される領事認証要件の一時的な緩和¹

¹ <https://cwvip.com/insights/news/2026/bahrain-temporarily-extends-deadline-filing-legalised-documents-industrial>

バーレーンは 2026 年省令第 13 号（Ministerial Decision No. 13 of 2026）の発行によって一時的な措置を導入した。この措置は、産業財産事案に関わる関係書類および委任状を提出する際に、それらの書類が事前に領事認証または公証を受けていなくても提出を認めるものである。

2026 年 3 月 17 日付で発効した今回の措置は、中東地域で続いている混乱が正式な手続による公証および領事認証の完遂を妨げている現状に対処するために採用されたものである。

この措置に基づき、出願人および権利者は、提出を求められる書類の提出時に当該書類の領事認証が済んでいなくても、認証手続が遅滞している理由を明示することを条件として、未認証の書類を提出することができる。ただし、適正な公証または領事認証を受けた書類を後日に提出しなければならず、その提出は、提出期限の延長が申請された日または本来の提出期限に当たる日から 3 か月以内に行われなければならない。

所定の期間内に認証済みの書類を提出しなかった場合、その出願はなかったものとして扱われる結果となる。今回の措置は産業財産権すべて（商標、特許、実用新案、意匠）に適用される。さらに、方式審査中またはすでに審査済みであるが必要な書類が欠けている出願についても、同じ措置が適用されることになる。

2026 年省令第 13 号によれば、この一時的な措置は 2026 年 6 月 16 日まで有効に存続するとされている。つまり、産業財産権に関わる手続において領事認証または公証を受けた書類の提出期限が 3 か月延長されるということである。

ヨルダン

・当局が模倣化粧品²の製造施設を閉鎖²

ヨルダン税関は、居住用集合住宅の一室で無許可営業していた製造施設から違法な製品を押収した。この施設は模倣化粧品の製造に利用されていた。

ヨルダン税関密輸対策局（Anti-Smuggling Directorate）が実行した捜査により、出所不明の原材料を用いて製造された製品本体と販売用パッケージが発見された。問題の施設は基本的な安全衛生基準を満たしておらず、公衆衛生上の危険要因でもあった、と当局は指摘している。

押収された製品の中には、市場で流通させるために製造された模倣品のパッケージと最終製品が含まれていた。

ヨルダン税関は、ヨルダン食品医薬品局（Jordan Food and Drug Administration ; JFDA）と連携して、今回の模倣事件の関係者に対し訴訟を提起する意向である。

² <https://www.jordannews.jo/Section-109/News/Jordan-Customs-Thwarts-Counterfeit-Cosmetics-Production-Inside-a-Residential-Apartment-50492>

オマーン

・オマーンが自国産の乳香について国際的な地理的表示保護を取得³

オマーンは自国産の乳香（フランキンセンス）を地理的表示（GI）として世界知的所有権機関（WIPO）に申請し、国際商標登録を取得した。湾岸地域で地理的表示の国際商標登録が認められたのは初めてのことである。

地理的表示の登録によって特定の製品とその地理的出所との関係が確認され、リスボン制度（Lisbon system）に基づき WIPO 加盟国の法域全体での保護が保証される。

リスボン制度の基盤となるリスボン協定（Lisbon Agreement）は、地理的表示と原産地名称の国際的な保護を円滑化するシステムを定めており、オマーンは同協定のジュネーブ合意（Geneva Act）に加入して以来、今回の国際商標登録の準備を進めてきた。

今回の登録により、オマーン産乳香の評判と品質がその原産地に由来することが公式に認められたため、当該製品の世界的な地位は強化されるだろう。

国際市場における原産地名称の不正使用に対するエンフォースメントも、地理的表示の登録によって強化される。さらに、地理的表示には、知的財産保護の枠組みを通じて国産品の商業化を図る取組に基盤を提供するという機能もある。

カタール

・商工省がデジタル著作権の枠組みを拡大する新たな E-サービスを開始⁴

カタール商工省（Ministry of Commerce and Industry）は、知的財産に関して新たに 5 種類の E-サービスを導入した。これにより、同国が提供する知財関連のデジタルサービスは合計 7 種類となった。

デジタルサービスの拡大構想は、知財制度全体を通じた手続の合理化、サービス提供の強化、デジタル・トランスフォーメーションの支援を目指す商工省の広範な取組の一部をなすものである。

新たに発足するサービスは、以下に示すように、主として著作権と著作隣接権に関係するものである。

- ・ 著作権および著作隣接権に関わる寄託証明書の登録
- ・ 著作権および著作隣接権に関わる証明書の発行
- ・ 既存の登録の変更

³ <https://www.omanobserver.om/article/1188221/oman/environment/omani-frankincense-registered-as-global-geographical-indication>

⁴ <https://thepeninsulaqatar.com/article/05/04/2026/ministry-launches-5-intellectual-property-e-services-expands-total-to-7>

- 寄託証明書に関する適用除外申請
- 不特定の受取人（to whom it may concern）に対する証明書

これらのサービスは、著作者、アーティスト、ソフトウェア開発者、研究者、著作隣接権者（実演家、放送機関等）など、幅広い利用者に提供されている。

また、オンラインサービスの拡大は、中東地域の大局的な政策が、知的財産関連の手続のデジタル化、クリエイティブ部門や技術主導部門にとっての利便性の向上といった方向に向かっていることを示す兆候でもある。

• ニース分類第 13 版の採用による商標出願範囲の拡大⁵

カタールがニース分類の第 13 版を採用し、自国の商標制度を最新の国際標準に適合させた。

カタール商工省は、今後すべての商標出願はニース分類第 13 版に基づく最新の区分と用語に従って行われなければならないと確認している。

第 13 版採用の直接的な結果として、現在では第 33 類（アルコール飲料）を含む 45 の区分すべてが登録の対象となっている（第 33 類の商標登録はこれまで制限されていた）。

今回の刷新によってカタールの商標枠組みは世界標準に完全に合致するものとなったため、商標の出願戦略の簡素化が可能になり、出願人の立場から見た不確実性も軽減している。

さらに、これまで登録による保護が利用できなかった区分（特に以前の登録制限による影響を被っていた部門）においては、新たに保護を求める機会がブランド権利者に与えられることになる。

出願人は自社の出願戦略を見直し、新たに登録可能になった区分に自社の商品・役務が関係している場合には、それらの商品・役務について新たに保護を求めることを検討すべきである。

サウジアラビア

• 新たな著作権法による AI 関連の例外規定の導入とエンフォースメント枠組みの強化⁶

大臣評議会による新たな著作権法の承認を受けて、サウジアラビアは 2026 年 2 月 13 日付の官報（Umm Al-Qura）により新たな著作権法を公布した。新法は公布日からおよそ 180 日後に施行される予定である。

この新法は 2003 年に公布された旧法に代わるものであり、デジタル技術の発展と国際慣行に合わせて自国の著作権枠組みの近代化を目指すサウジアラビアの取組を反映している。

⁵ <https://oneworldip.com/qatar-issues-clarification-on-classes-under-nice-classification/>

⁶ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=306d5460-b269-4a00-90a3-98d8af2771dc>

新法による主な改正点

新法は、以下のような新しい要素を規定している。

- **人工知能に関する例外規定**：合法的に公表された著作物を AI システムの教育に使用することを許可する。ただし、当該著作物の利用が合法的に行われ、かつ、必要な要件を満たしていることが前提となる。
- **インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）に関する免責規定（セーフハーバー）**：オンライン・プラットフォームが中立的な仲介者として行為し、通報に基づいて侵害に相当するコンテンツを削除している場合、その者は侵害に関する責任を免除される。
- **エンフォースメントの強化**：エンフォースメント当局は捜査を実行し、侵害物を押収し、関係施設を一時的に閉鎖することができる。
- **刑罰の厳格化**：罰金の上限は 1,000,000 サウジアラビア・リヤルに引き上げられ、禁錮刑の期間も 1 年以下に延長された。累犯の場合の刑罰はさらに加重される。
- **和解の仕組み**：刑事告発に先立って金銭的な和解により侵害事案を解決することが可能になった。
- **著作権の集中管理**：著作者に代わって著作権を管理する管理団体の役割が認識されている。
- **著作隣接権**：実演家、プロデューサー、放送機関にも明示的な保護が与えられる。
- **権利者不明の著作物および障害者による著作物の利用**：権利の所在が不明な著作物に関する規定や障害者による著作物の利用に関する規定が設けられている。

新法はさらに、職務の範囲内で創作された著作物は雇用主に帰属する旨を確認している。ただし、被用者が職務に関係なく創作した著作物はその後も当該被用者に帰属する。

新法は、技術の発展（特に人工知能やデジタルコンテンツの配信に関する技術の進歩）に対応する一方で、権利者に与えられる保護を強化している。

ただし、AI 関連の著作物利用、オンライン・プラットフォームの義務、著作権管理団体に関する枠組みなど、今後制定される施行規則によって詳細が規定される分野がいくつか残されている。

新法の発効に先立って企業がすべきことは、著作権の所有構造、使用許諾に関する取決め、AI 関連の活動等の見直しである。

アラブ首長国連邦（UAE）

- 2025 年を通じてアブダビ首長国は模倣品取締活動を強化⁷

⁷ <https://www.arabianbusiness.com/business/retail/abu-dhabi-seizes-490k-in-counterfeit-goods-as-consumer-complaints-hit-31759>

アブダビ経済開発庁（Abu Dhabi Department of Economic Development ; ADDED）の監督下にあるアブダビ登録管理局（Abu Dhabi Registration Authority ; ADRA）は、2025年を通じて、首長国の全域で模倣品や規制不適合品に対する取締り活動を強化してきた。

最近の報告によれば、UAE市場における商標保護・消費者安全性・公正競争の強化を目指す広範な取組の一環として、ADRAは価格にして180万UAEディルハム超（およそ490,000米ドル）に相当する模倣品や不適合品を押収したという。

2025年、ADRAは店舗や商業施設を対象とした組織的な調査を465回行っている。この回数は2024年の400回と比較して16.2%増である。視察訪問の回数も著しく増加しており、2024年の6,665回から2025年には16,748回に達している。これらの調査の結果、当局は、規制に従わない事業者に対し104件の違反通知と294件の警告を発行している。

違反の取締りと並行して、消費者保護の活動も2025年を通じて活発に展開されている。ADRAの報告によれば2025年に当局が処理した消費者の苦情は31,759件、そのうち友好的に解決された事例はおよそ83.5%である。さらに、消費者保護法および消費者保護規則に関連して当局が発行した違反通知は653件、警告は459件となっている。

ADRAの長官を務めるMohamed Munif Al Mansoori氏が力説するところによれば、模倣品を取り締まり、商標権を保護し、潜在的に危険な製品から消費者を保護する上で、組織的な調査と苦情処理は常に必須の手段であり続けるという。

こうしたエンフォースメント活動のかたわら、ADRAは、商標保護に関するワークショップを15回、戦略的パートナーとの会議を51回、消費者の権利に関する啓発ワークショップを14回開催している。また、コンプライアンスの強化と消費者保護規則に対する理解の向上を図るため、当局は投資家や消費者を対象とした啓発的な報告書を25件発行している。

エンフォースメント活動の増加は、UAEが知的財産権保護の強化と安全で競争的な商業環境の維持に継続的に取り組んでいることを示すものである。

・経済省が商標出願の期限につき一時的な弾力的措置を導入⁸

アラブ首長国連邦経済・観光省（Ministry of Economy and Tourism ; MOET ; 以下「経済省」という）は「2026年行政決定第2号」（Administrative Decision No. (2) of 2026）を発行し、委任状（POA）の提出が遅滞している商標出願に関わる手続について、一時的な弾力的措置を導入した。この決定に基づき、出願人は、商標出願手続に必要な領事認証済みの関係書類の本来の提出期限（出願日から90日）が満了した後の提出期限の延長を毎月要請することができる。この措置は2026年

⁸ https://cwvip.com/insights/news/2026/uae-grants-temporary-extension-submission-legalised-powers-attorney?utm_source=chatgpt.com

3月25日をもって発効し、臨時の措置として経済省から新たな指示があるまで存続する。このような措置は、UAEの商標制度内における商標業務の効率性を改善し、業務の連続性を支援しようとする経済省の持続的な努力を反映するものである。

UAEの商標実務において、出願人は一般に、適正な公証および領事認証を受けた委任状を出願日から90日以内に提出することを義務づけられている。前例を見る限り、この期限を遵守しなかった場合、出願人は自動的に拒絶され、その拒絶査定を不服とする審判請求を行うこともできない。

新たな決定によれば、当初の90日の期限内に必要な委任状を提出できなかった出願人は提出期限の延長を毎月申請できるようになり、領事認証に関する形式要件を満たすために追加の時間的猶予が与えられる。したがって、本来の提出期限が満了した時点で商標局が適格な出願を直ちに拒絶するという事態は起こらないだろう。

今回の弾力的措置が適用されるのは以下の文書である。

- 外国の出願人の場合には領事認証を受けた委任状
- 国内の出願人の場合には公証を受けた委任状

この期限延長の仕組みを利用するためには、出願人または同人の代理人は現行の猶予期間が満了する前に商標局 (Trademarks Department) に申請書を提出しなければならない。申請が適時的に行われ、他の手続要件が満たされていることを条件として、30日の期間延長が随時認められる。

重要なのは、これら一時的な期限延長に関して経済省が特段の公定手数料を課していないという点である。

上記の一時的措置による救済は、今のところ商標出願のみに適用されるものであり、商標登録に対する異議申立や、特許その他の知的財産に関わる手続には適用されない。また、この措置は本質的に一時的なものであると経済省は説明している。

実務的な観点から言えば、認証済みの書類の取得に遅滞が生じている出願人にとって、今回の決定は歓迎すべき弾力性を提供してくれるものであり、特に国際的な紛争によって公証や領事認証の手続に要する時間が増大している状況においてはありがたい措置である。また、手続の遅滞のために出願日の利益が失われる危険性も今回の措置によって軽減される。それと同時に、知的財産行政に対するUAEのアプローチにおいて次第に強まってきたビジネス重視の傾向は、今回の措置によってさらに強化されることとなった。

2. 他のトピック

エジプト

- 日本との関係拡大を模索するエジプト知的財産庁

<https://egyptian-gazette.com/egypt/egypts-intellectual-property-authority-probes-expanded-links-with-japan/> (2026 年 4 月 2 日)

- ・ エジプトと世界知的所有権機関（WIPO）が知的財産分野の協力について協議

<https://sis.gov.eg/en/media-center/news/egypt-wipo-discuss-intellectual-property-cooperation/> (2026 年 4 月 18 日)

- ・ エジプトが知的財産に関する合同ワークショップを通じて商標偽装の取締りを強化

<https://egyptian-gazette.com/egypt/egypt-intensifies-crackdown-on-trademark-counterfeiting-through-joint-ip-workshops/> (2026 年 4 月 19 日)

ヨルダン

- ・ ヨルダンで今年 1 月に登録された特許は 11 件、商標は 717 件

<https://petra.gov.jo/en/news/jordan-records-11-patents-717-trademarks-in-january> (2026 年 4 月 17 日)

パキスタン

- ・ パキスタンが通商交渉の拡大に伴い英国との自由貿易協定を提案

<https://profit.pakistantoday.com.pk/2026/04/02/pakistan-proposes-free-trade-agreement-with-uk-as-trade-talks-expand/> (2026 年 4 月 2 日)

- ・ 模倣品の製造の容疑者 2 人を逮捕

<https://www.dawn.com/news/1988019/two-held-for-making-counterfeit-products> (2026 年 4 月 3 日)

- ・ 警察が知的財産権に関する啓発ワークショップを開催

<https://www.urdupoint.com/en/pakistan/police-organizes-workshop-on-intellectual-pro-2171780.html> (2026 年 4 月 17 日)

カタール

- ・ 特許専門家グループが商工省を訪問

<https://qna.org.qa/en/news/news-details?id=ministry-of-commerce-and-industry-hosts-patent-specialists&date=14/04/2026> (2026 年 4 月 14 日)

- ・ カタール：商標登録の範囲拡張により第 33 類の商品・役務に関する出願が可能に

https://www.lexismiddleeast.com/eJournal/2026-04-15_27/en (2026 年 4 月 15 日)

サウジアラビア

・ サウジの文化に根差すストーリーを武器に世界的なゲーム IP の構築に賭ける新進のゲーム制作スタジオ Up One Games

<https://www.arabnews.com/node/2637866/saudi-arabia> (2026 年 3 月 27 日)

- ・ サウジアラビアにおける仲裁利用者の増加を支える法制改革

<https://www.pinsentmasons.com/out-law/analysis/reforms-underpin-arbitration-growing-saudi-arabia> (2026 年 3 月 31 日)

・ サウジアラビアにおける医薬品と医療サービスの保護：すべてのイノベーターが知っておくべき 2 段階プロセス

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=b9ee8e89-c8b8-4b1b-82cc-a2accb333d89> (2026 年 4 月 21 日)

トルコ

・ トルコの地方控訴裁判所が注目すべき判決を示す：Cilpara v Chip-Para 事件

<https://www.mondaq.com/turkey/trademark/1769882/turkish-regional-court-of-appeal-issues-remarkable-decision-cilpara-v-chip-para> (2026 年 4 月 7 日)

・ 模倣品問題がソーシャルメディアに波及：トルコ広告委員会がインスタグラムやオンライン・マーケットプレースの販売者を取締りのターゲットに

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=67dfb33f-6a5a-4313-9fe7-4ac5de72ecc9> (2026 年 4 月 20 日)

アラブ首長国連邦 (UAE)

・ アラブ首長国連邦大学 (UAU) が乾燥地帯で持続可能な農業を推進

<https://sharjah24.ae/en/Articles/2026/04/15/gh-12> (2026 年 4 月 15 日)

・ 米国商工会議所が発行した「国際知的財産インデックス」が「世界で最も急速な改善を見せている国」として UAE を認定

<https://www.agip.com/News/en/news/23563> (2026 年 4 月 16 日)

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 110

[著者]

Saba Intellectual Property



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2026年5月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Saba Intellectual Property が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。